

United States Supreme Court Reports, Lawyers' Edition

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 成田, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/25053

研究ノート

Lawyers' Editionについて

成 田 博

目 次

- 1 はじめに
- 2 出版社名
- 3 Lawyers' Editionとその日本語表記
- 4 American Law Reports Annotated
- 5 結語

1 はじめに

本稿は、一般にLawyers' Editionと称されるUnited States Supreme Court Reports, Lawyers' Editionについての覚書である。同社については、拙著『ウエスト出版社物語』¹でいくらか書いたつもりなのだが²、そこで書

¹ 成田博『ウエスト出版社物語』〔2020年、書肆六十六〕。拙著については、小樽商科大学同窓会報・緑丘第131号〔2022年〕39-41頁に、筆者自身による紹介文を掲載してもらうことができた。快く掲載を認めてくださった同窓会に感謝する。なお、同書については、この先、そこで挙げた文献の一覧を、何としても発表しなければならないと思っている。

² 前掲〔注(1)〕拙著82-83頁注(89)。

き忘れたことがあり³、拙著刊行のあとで気付いたこともあって、それらを含めて、改めて書き直す。ただし、ここでは、Lawyers' Editionについての「わが国における理解」を専ら問題とする。

2 出版社名

Lawyers' Editionの刊行を開始した出版社の名称Lawyers' Co-operative Publishing Companyは、見ての通り、いくらか長く、『ウエスト出版社物語』においても、これをどう表記するか迷って、Lawyers Co-opとしたが⁴、一度決めた表記法を変更すると混乱しかねない気がするので、本稿でも、そのように表記する。ただし、Martin Mayer, *The Lawyers*が、既にLawyers Co-opと表記していて⁵、筆者の決めた省略形が強ち孤立したものでなさそうであるのは幸いである。

この出版社の名称については、やはりMayerが、“ [T]he name [=Lawyers Co-op] is a misnomer: the business is privately owned by a few families.”と指摘しているが⁶、これは、しかし、その成立の由来を知らないことによ

³ Lawyers Co-opに関わる参考文献は、前掲 [注(1)] 拙著60頁注(4)で紹介し、同社が刊行した小冊子についても、前掲 [注(1)] 拙著589-590頁で紹介したが、Lawyers Co-operative Publishing Company, *An inside story of law publishing: with hints and information for authors and brief writers* (1925)[筆者未見]; Jim Memmott, *Remembering the celebrated history of Lawyers Co-operative Publishing* <<https://www.democratandchronicle.com/story/news/local/columnists/memmott/2018/11/20/lawyers-co-operative-publishing-thomson-reuters/2062324002/>> (そこに挙げられているDonovan A. Shilling, *They Put Rochester On the Map* 127-135 (2012)でもLawyers Co-opについて語られている)の存在を見落としていた。

⁴ 前掲[注(1)]拙著60頁。厳密には、略称は、章ごとに決めたのだが、その説明は省く。

⁵ Martin Mayer, *The Lawyers* 423 (1967). 早川武夫『法律英語の常識』[日本評論社、1962年]114頁には、Lawyers' Co-op. という表記がみられる(本稿後注(30)を参照されたい)。

⁶ Mayer, *supra* note 5, at 429.

るのではないか⁷。

3 Lawyers' Edition とその日本語表記

1882年に創業したLawyers Co-opは、同年、Lawyers' Editionと一般に称される米国連邦最高裁判所判例集United States Supreme Courts Reports, Lawyers' Editionを創刊した⁸。これが、同社一番の代表的な出版物である。

しかし、1991年に刊行された田中英夫＝藤倉皓一郎＝木下毅＝高橋一修＝田島裕＝樋口範雄＝寺尾美子編『英米法辞典』⁹においては、米国連邦最高裁判所の公式判例集United States Reportsとウエスト出版社によって創刊されたSupreme Court Reporterについての項目は存在するものの、Lawyers Co-opによって創刊されたUnited States Supreme Court Reports, Lawyers' Editionについての項目がない¹⁰。Lawyers Co-opの判例集の創刊

⁷ 前掲[注(1)]拙著162頁以下。これは、拙稿「U. S. Supreme Court Reports, Lawyers' Editionのこと」ウエストロー・ジャパン「今週のコラム」第131回(2010年12月6日) <<https://www.westlawjapan.com/column/2010/101206/>> (のちに、『021と507の狭間で』ほか12篇: Westlaw Japan「今週のコラム」掲載のエッセイ』(2014年、自費出版) 18-19頁に収録)を基礎とする。これは、36頁の小冊子であるが、国立国会図書館、小樽商科大学附属図書館、成城大学図書館が所蔵する(<<https://cini.ac.jp/ncid/BC13347097>>には、「収録内容」一覧が掲載されている)。なお、前掲[注(1)]拙著で書き忘れたが、田中誠二「一筋の道 一法学者の随想」(1966年、勁草書房)179頁は、Lawyers' Co-operative Publishing Companyを「弁護士共同出版会社」と訳している。

⁸ 前掲[注(1)]拙著162頁以下。

⁹ 以下、本稿では、これを『英米法辞典』と表記する。この『英米法辞典』について、東京大学出版会のPR誌『UP』に「読者カード」の効用』『UP』第226(1991年8月)号32頁が掲載された。そこには、「返送されてきた読者カード数が圧倒的に多く、その内容も群を抜く充実度を示している」とあるのだが、それらの貴重な意見は、どうなったのだろうか。公開することはできないのかも知れないが、刊行されてから既に30年も経って、それらの意見が反映された改訂版、新版は出ないのだろうか。なお、『UP』には、このほかに、『英米法辞典』に関わる記事として、「英米法辞典』『UP』第223(1991年5月)号32頁、「田中英夫先生』『UP』第240(1992年10月)号32頁(以上は、全て、いわゆる編集後記に相当する「学術出版」なる欄に掲載されたものである)、本間長世「『英米法辞典』とアメリカ研究』『UP』第232(1992年2月)号1頁、が掲載されている。

¹⁰ このことについては、前掲 [注(1)] 拙著82-83頁注(89)で指摘した。

は1882年のことで、僅かに1年の差ではあるけれども、ウエスト出版社によって1883年に創刊されたSupreme Court Reporterよりも早い。それに、ウエスト出版社の判例集は、Dallasの判例集にまで遡らなかったという点で中途半端であった¹¹。だから、ウエスト出版社のSupreme Court Reporterについての項目があるのに、Lawyers' Editionについての項目がないのはバランスを欠く印象が強い¹²。

次は、1998年刊行の田島裕『法律情報の検索と論文の書き方』の中にあるLawyers' Editionの訳語あるいは解説について、である。同書は、ウエスト出版社が刊行したNational Reporter Systemに属するSupreme Court Reporterの1頁をそのまま再録し、parallel citationについての解説をしている。そこで挙げられている判決の名称は実に長くて、同書は、これを「Chevron判決」とするので、本稿でもそのように表現するが、この「Chevron判決」のcitationは、104 S. Ct. 2778 (1984)である。Supreme Court Reporterの当該ページでは、「Chevron判決」のparallel citationとして、「467 U.S. 837, 81 L. Ed. 2d 694」が挙げられているのだが、田島・前掲書は、そのページについて解説をして、「図3.3 (a)～(d)の例示画面は、ナショナル・レポーター・システムに掲載されたChevron判決の最初の部分を示している。『467 U.S. 837, 81 L. Ed. 2d 694』は、同じ判決が『合衆国判例集 (U.S. Reporter) 第467号837頁』にも、また『弁護士用判例集 (Lawyer's Edition)、(第二シリーズ) 第81巻694頁』にも掲載されていることを示している」と書く¹³。

¹¹ 前掲 [注(1)] 拙著61頁注(6)。

¹² どこで指摘するのが適切なのかわからないのだが、United States ReportsもLawyers' Editionも、「東大には第二次大戦前までの分しかない」のだそうである(田中英夫「英米法」田中英夫=野田良之=村上淳一=藤田勇=浅井敦『外国法の調べ方——法令集・判例集を中心に——』[1974年、東京大学出版会] 71頁)。

¹³ 田島裕『法律情報の検索と論文の書き方』[1998年、丸善] 65頁。下線は筆者が引いた。以下、本稿で引かれる下線は、全て筆者による。

しかし、引用文中に、「合衆国判例集 (U. S. Reporter)」とあるのは、「合衆国判例集 (U.S. Reports)」の誤りであろう¹⁴。Lawyer's Edition とあるのも、よくある間違いであるが¹⁵、Lawyers' Edition でなければならない¹⁶。しかし、最大の問題は、Lawyers' Edition が「弁護士用判例集」と訳（意訳）されていることである。

¹⁴ "Reporter"とあるところは"Reports"でなければならない。しかし、それだけでなく、限りなく些細なことのように思われるかも知れないが、"U."と"S."との間には空白を置かず、"U.S."と表記すべし、とするのがBluebookのルールである（【補注1】も参照）。伊藤正己=木下毅『アメリカ法入門』（第5版）〔2012年、日本評論社〕266頁は、これをUnited States Supreme Court Reporters, Lawyers' Editionと記す。どちらもケアレス・ミス（校正時の見落とし）なのだろうが、それにしても、米法専門研究者は、出版社名あるいは書籍名についてさほど神経質でない、という印象が筆者にはあり、それは、出版社に対する関心が余り高くないからなのだろうと思うのである。このほかにも、たとえば、田中・前掲〔注(12)〕論文・田中=野田=村上=藤田=浅井・前掲〔注(12)〕書94頁が、Little, Brown & Co. が刊行を開始したStatute at Largeについて、「このシリーズの最初の17巻は、連邦議会の授權をえてLittle, Brown and Co. という出版社が公刊したもので」と書いている。「Little, Brown & Co. が公刊した」と書けば済むはずのところ、わざわざ「という出版社」なる文言を付け加えたのはどうしてだろう（田中英夫がLittle, Brown & Co. の名を知らなかったとは思われない。なお、【補注2】も参照されたい）。同社が日本ではあまりよく知られていないと考えてのことであるのかも知れないが（わが国で、たとえば筑摩書房を話題にするとき、「筑摩書房という出版社」と書く人はいないだろう）、そうした配慮が必要であると考えること自体、やはり、米国の法律出版社に対して米法専門研究者の関心が低いらしいことを窺わせる。さらにまた、伊藤=木下・上掲265頁は、National Reporter Systemを刊行している出版社名を「Westlaw社」と記し、田島・前掲〔注(13)〕書36頁にも「ウエストロー社」という記述がある。今や、米法専門研究者を含めて、多くの人にとって、紙媒体の判例集よりも電子媒体によるデータベースWestlawのほうが圧倒的に馴染みがある、ということなのかも知れない（やがて、Thomson Reutersの法律データベースの名称がどうしてWestlawと呼ばれるのか、説明を要する時代が来るのではないか）。それに、わが国の場合、Westlaw Japanがあって、そのために、米国にはWestlawという会社があると思ってしまう、ということがあるのかも知れない。しかし、それでも、素人の間違いを正す役割を果たすべき米法専門研究者によって間違いが拡散されるというのでは、話が逆だろう。長く米国の法律出版社に関心を持ってきた者からすると、こうしたことは悲しいことなのである。

¹⁵ もちろん、だから許される、というわけのものでもない。【補注3】も併せて参照されたい。

¹⁶ アポストロフィの位置が違う。ただし、アポストロフィの存在が必須かどうかは、よくわからない。これがLawyers Co-opについての最大の謎であるかも知れない。

実は、この判例集刊行時のパンフレットが残されていて¹⁷、筆者がその存在を知ったのは、Thomas A. Woxland & Patty J. Ogden, Landmarks In American Legal Publishing によるのだが、そこには、

THE MOST VALUABLE SERIES OF ALL AMERICAN DECISIONS,
WITHIN REACH OF EVERY LAWYER AND STUDENT.

と書いてある¹⁸。だから、この広告をそのまま受け止めれば、lawyerだけでなく、studentのためにも準備されたものであって、決して「弁護士用判例集」ではない。これは、些か意地悪なコメントであるかも知れない。しかし、Lawyers' Editionという名称は、まさにその判例集を刊行した出版社の名称がLawyers' Co-operative Publishing Companyであるからであり、これを「弁護士用判例集」と訳すのは、Lawyers' という語が「出版社の名称」であることを理解しないことに起因するのではないか¹⁹。

しかし、これより（だいたい）前の1983年、道田信一郎は、『わなと裁判』のなかで、判例集の名称について、たとえば、Pacific Reporterを「太平洋地域判例集」というふうに、それに対応する日本語に置き換えて表記しているのだが²⁰、Lawyers' Editionについては、これを「最高裁判例集法律家

¹⁷ 前掲 [注(1)] 拙著163頁注(163)参照。

¹⁸ Thomas A. Woxland & Patty J. Ogden, Landmarks in American Legal Publishing 42 (1990).

¹⁹ この話は、拙稿「世界の法情報学はいま RENZA I ⑧ "A Legal Publishers' List: Librarians Cooperate to Discern the Corporate Affiliations of U. S. Legal Publishers"」法律時報第942 [2004年4月]号154頁注(18)で書き、前掲 [注(1)] 拙著82-83頁注(89)でも書いた。ただし、田島裕『法律情報のオンライン検索』[1992年、丸善] 28頁では、「オートサイト・サービスは、法律文献の出版社であるロイヤーズ社 (Lawyers Coop. Pub.) が10年間にわたって使用してきた引用調査システムである」と書いてあって（ここでも、出版社名は正確でないように思うけれど、現実には、前掲 [注(1)] 拙著60頁注(4)で指摘したように、Lawyers Coop Publishingという表記も存在する）、「ロイヤーズ」が出版社名であることを理解していることが窺われる。

²⁰ 道田信一郎『わなと裁判 アメリカと日本』[1983年、中公新書705]205頁。道田信一郎が、それより前に、既に同じ表記法を用いていたかも知れないが、それは確認していない。

用縮刷版」とする²¹。ここでは、「法律家用」という言葉が用いられているが、やはり、Lawyers' Editionという表現について誤解をしていることは明らかである。さらに、「縮刷版」という言葉が付加されているが、「縮刷」という表現で何を語ろうとしたのかが不透明である。1941年の時点で、公式判例集(U.S. Reports)311巻の判決が、Lawyers' Editionでは84冊に収まっているのだが²²、それが「縮刷」という言葉の意味なのだろうか。しかし、Lawyers' Editionが少い冊数で済んでいるのは、公式判例集の版面のサイズを小さくしたことによるのではない。Lawyers' Editionは、U.S. Reportsと比較して「コンパクト」である、ということはあるが、それを「縮刷版」と呼ぶのは適切ではないだろう。

4 American Law Reports Annotated

Lawyers Co-opは、連邦最高裁判所の判例集の刊行に引き続いて、言うところの地域別判例集の刊行に進出した。しかし、これについては、ウエスト出版社の判例集が全米をカバーするに至り、結局、Lawyers Co-opは、地域別判例集の市場からは撤退を余儀なくされ、方針転換をして出来上がったのが、1888年創刊のLawyers' Reports, Annotatedである²³。これは、Lawyers Co-opの単独出版物であるが、その延長上に、American Law Reports Annotatedがある²⁴。

1991年刊行の『英米法辞典』では、Lawyers' Reports, Annotatedについては、独立の項目として取り上げない。しかし、それに続く American Law

²¹ 道田・前掲 [注(20)] 書206頁。

²² 前掲 [注(1)] 拙著167頁。

²³ 前掲 [注(1)] 拙著82-83頁。この書物の書名については、【補注3】の参照を乞う。

²⁴ 前掲 [注(1)] 拙著82頁。

Reports Annotatedについての項目はある²⁵。そして、これには『アメリカ註釈付判例集』という訳語が付けられているのだが、そこでは、「実務家のために1919年から刊行されはじめた、いわば弁護士事務所向けの判例集」という解説がなされている²⁶。そののち、1998年に至って、既に言及した田島裕『法律情報の検索と論文の書き方』が、American Law Reportsについて、これを「アメリカ法判例集」と称し、「これはウェスト出版社が定期的に刊行している弁護士事務所向けの判例集である」とする²⁷。American Law Reports Annotatedという書名には、Lawyersという言葉は含まれておらず、したがって、この「弁護士事務所向けの判例集」という表現は、「訳語」ではなく、当該判例集について解説するものなのだろう。しかし、これを「弁護士事務所向けの判例集」であるとする理解は、どのようにして導き出されたのか。そもそも、「弁護士用判例集」と「弁護士事務所向けの判例集」とが、どういう基準で分けられるものなのか、ということがよくわからない。

²⁵ 前掲 [注(1)] 拙著82頁。American Law Reports Annotatedについて解説をするなら、Lawyers' Reports, Annotatedにも言及したほうがよかったのではないか。

²⁶ 『英米法辞典』には、「この辞典の原稿の作成については、最初の担当者が執筆したものを、別の人が校閲し、さらに編集委員会が全体の統一に当たるというプロセスを経た」とあるのだが（「はしがき」iii頁）、この項目については、そうした協同作業がうまく機能しなかったということか。

²⁷ 田島・前掲 [本稿注(13)] 書21頁。American Law Reportsというのは、American Law Reports, Annotatedのことだと思われるが、そうであれば、これを創刊したのは、Lawyers Co-op, Edward Thompson Company、そして、Bancroft-Whitney Company三社で <<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=njp.32101055732612&view=1up&seq=9&skin=2021>>、「ウェスト出版社」から刊行された（刊行されている）、というのは誤解ではないか。現在は、Thomson Reutersから刊行されている<<https://legal.thomsonreuters.com/en/products/westlaw/american-law-reports>>。今は、Lawyers' EditionとAmerican Law Reportsとで、刊行する出版社が違うのである（本稿後注(32)参照。それで本当に具合が悪くないのか、という問題もあるが、その話を本稿で紹介するのは容易でない）。なお、大学図書館の書誌情報を見ても、現時点における出版社だけを記載しているところが少なからずあるように思われる。したがって、それを見て、創刊時から同じ出版社が刊行していると考えるのは危険である。なお、【補注4】も参照されたい。

浅香吉幹「アメリカ法」は、「解説付判例集」という表題のもとで、「American Law Reportsという判例集は、アメリカの判例を網羅的に登載するものではなく、特定の法的問題について、代表的な判例を題材として、関連する判例を厳選して引用しつつ、記述的な解説を施すものである」と解説する²⁸。伊藤正己＝木下毅『アメリカ法入門』もまた、これを「註釈附判例集」とし、「判例を網羅的に収めるのではなく、そこに含まれる問題が地方的でなく一般的であること、判例の抵触があること、従来扱われてなかった点を取り上げていることなどによって、編者が重要と思われる判例のみを集め、それに註釈をつけた叢書である」とする²⁹。

しかし、これらの解説をみても、そこから、Lawyers' Editionを「弁護士用判例集」、American Law Reports Annotatedを「弁護士事務所向けの判例集」と称して区別するような違いを見出すことはできない³⁰。

²⁸ 浅香吉幹「アメリカ法」北村一郎編『アクセスガイド外国法』（2004年、東京大学出版会）19頁。

²⁹ 伊藤＝木下・前掲〔注(14)〕書269頁。

³⁰ 早川武夫が、「判例集の方ですが、連邦と五〇州の公式判例集を完全に揃えているところは日本にはないでしょう。National Reporter System (NRS) (West) の完全な揃いならあります。American Law Reports Annotated (ALR) (Lawyers' Co-op.) なら大抵の大学にあるでしょう」と書いているが（早川・前掲〔注(5)〕書114頁）、National Reporter System、American Law Reports Annotatedに関する記述は、事実に反するのではないか。さらに、American Law Reports Annotatedがどのような性格のものであるのか、ということについても誤解していたのではないかという印象がある。ただし、早川武夫は、文献を挙げるとき、出版社名も掲げていて、出版社の存在を意識していた印象がある。しかし、それでも、早川武夫は、「諸州も原則として公式法規集によるが、カリフォルニア州の制定法はWest社版、ニュー・ヨーク州のはMcKinney社版による例となっている」と書いている（早川武夫「英米法」早川武夫＝村上淳一＝稲本洋之助＝稲子恒夫『外国法の常識』（第2版）〔1975年、日本評論社〕82頁）。しかし、McKinneyは、編者の名であって、出版社名ではない（前掲〔注(1)〕拙著374頁注(50)参照。田中・前掲〔注(12)〕論文・田中＝野田＝村上＝藤田＝浅井・前掲〔注(12)〕書105頁は、「キャリフォルニア州とニュー・ヨーク州については、前者はWest版、後者はMcKinney版の法令集による」とする。なお、【補注5】も参照されたい。これは、思い込み、あるいは、早合点と言うべきものだろう（思い込みというのは、事柄の性質上、自分で気付くことが容易でないことは確かである）。

5 結語

本稿では、それこそ「重箱の隅をつつく」ような些細なことを問題にしたことになりそうである。しかし、筆者は、こうしたことが気になる³¹。

本稿は、Lawyers Co-opの出版物全般について概観したいと思って書き始めたのだが、差し当たって今回は、まとまったところだけを切り取るようにして発表することにした。この続きというか、同社の出版物全般について、簡単なものであれ、紹介する機会があることを願っている³²。

³¹ しかし、本稿注(14)並びに、それに対応する本文で紹介したように、筆者のような門外漢でも気付く間違いがあって、それを指摘すれば、「重箱の隅をつつく」ようなことになるのは致し方のないことである。あとひとつだけ、そうした指摘を付け加えれば、早川・前掲 [注(30)] 論文・早川=村上=稲本=稲子・前掲 [注(30)] 書138頁には、National Reporter Systemについて、「州の分は8つの地域にまとめて刊行されている」と書いてある。弘法も筆の誤り、といった感じがある。

³² 1882年に創業したLawyers Co-opは、1885年、本社をAlbanyからRochesterに移し、長くそこを拠点として活動してきたが（同社は、1989年に、現在のThomson ReutersにつながるInternational Thomson Organization Ltd. に買収されていた。前掲 [注(1)] 拙著443頁注(25)参照）、Memmott, *supra* note 3 には、“The company announced last week that its Rochester offices will be closed by Sept. 30, 2019[.]”とある。Thomson Reutersは、1996年 [当時はThomson]、ウエスト出版社 (West Publishing Company) を買収したが、独占の問題を回避するために、Lawyers' EditionのほかLawyers Co-opの50を超える書籍を切り離して他社に売り渡し（前掲 [注(1)] 拙著456-459頁）、ついには、Rochesterの旧本社までも消滅させてしまったということのようである。Thomson Reutersは、1989年の買収以降、随分と時間をかけてLawyers Co-opを解体させてしまったと言わなければならない（Lawyers' Editionは、売却されたあと、装丁まで変えられてしまった。前掲 [注(1)] 拙著458頁注(96)で筆者はこれを「文化破壊」と書いた。これはThomson Reutersがしたことではないけれど、因果のつながりで見れば、無関係ではない）。ミネソタ州イーガンを本拠地としていたウエスト出版社は、Thomson Reutersに買収されたあともなお、イーガンの建物が法律部門の中心として維持されているが、2013年、判例集は別として、書籍の大半がWest Academicに売り渡された（前掲 [注(1)] 拙著475-477頁）。この先、何が起きるか誰にもわからない。一番当たって欲しくない予測を書けば、National Reporter Systemの完全デジタル情報化（紙媒体の判例集の刊行停止）だって、ないとは限らない。

【補注1】 流石にこういう指摘は、我ながら、意地悪な気がするが、これは、Bluebook（早川・前掲〔注(30)〕論文・早川＝村上＝稲本＝稲子・前掲〔注(30)〕書81頁はBluebookに言及するが、早川は、これを"blue book"と記している。『英米法辞典』は、"Blue Book"と表記する）の指示するところとの相違を指摘しているに過ぎない、ということを理解してもらう必要がある。Bluebookに従うことを、強制ではないにしても、強く勧めてきたのは田中英夫に代表される米法専門研究者であったはずである（田中・前掲〔注(12)〕論文・田中＝野田＝村上＝藤田＝浅井・前掲〔注(12)〕書5頁は、「以下の叙述は、この方式を中心として進める」として1967年刊行の第11版を挙げている。

【補注2】 筆者は、「34 Beacon Street, Boston, Mass.」DH国際書房・LAW BOOKS（法律書新刊/在庫ご案内）第048 (486)〔2017年3月〕号裏表紙<<http://www.kokusaishobo.co.jp/portal/wp-content/uploads/2017/02/LB048-web.pdf>>、「Little, Brown and Co.刊行の法律書籍とその行方」DH国際書房・LAW BOOKS（法律書新刊/在庫ご案内）第058 (496)〔2018年3月〕号裏表紙<<http://www.kokusaishobo.co.jp/portal/wp-content/uploads/2018/03/LB058-web.pdf>>を書いた（後者のエッセイで、「Samuel WillistonはLangdellがケース・メソッドを用いた初めての講義に参加していた一人」と書いたが、これは筆者の勘違いである（前掲〔注(1)〕拙著595-596頁注(2)で、そのことを注記するのを忘れた）。

【補注3】 Bluebookの第15版 [= The Bluebook: A Uniform System of Citation (Fifteenth Edition, 1991)] の本文165頁でも、「Lawyer's Edition」と書いてある。索引の342頁も同じである。第16版 [= The Bluebook: A Uniform System of Citation (Sixteenth Edition, 1996)] の本文118頁、索引の346頁も、同じように間違っている。第19版 [= The Bluebook: A Uniform System of Citation (Nineteenth Edition, 2010)] では、本文215頁の表記は正しいが、索引の510頁では、依然として間違ったままである。

第20版 [=The Bluebook: A Uniform System of Citation (Twentieth Edition, 2015)] でも、本文233頁は正しいが、末尾の索引559頁は間違っただけである。同じくLawyers Co-opから刊行されたLawyers' Reports Annotated (これは、Lawyers Reports Annotatedと記されることが多いが、最初に刊行された時点では、Lawyers' Reports, Annotatedであったのではないか) について、第12版 [=The Bluebook: A Uniform System of Citation (Twelfth Edition, 1976)] の索引 181頁は、Lawyers Reports Annotatedと表記していたが (本文の87頁では、L.R.A. と表記されている)、第13版 [=The Bluebook: A Uniform System of Citation (Thirteenth Edition, 1991)]の索引 220頁、第14版 [=The Bluebook: A Uniform System of Citation (Fourteenth Edition, 1986)] の索引 238頁、第15版の索引 167頁では、"Lawyer's Reports Annotated" となっている (筆者はBluebookの第11版は所持するが、第12版が見つからず、With Introduction by Robert Berring, The Bluebook: A Sixty-Five Year Retrospective, Vol. 1 (First-Twelfth Editions) (1998, William S. Hein)を参照した)。第16版の本文118頁、索引の346頁でも変わらない。これは、第19版の本文156頁、索引の494頁、第20版の本文 168頁、索引の543頁でも同じである (第17版、第18版も同じであったと考えるのは不合理ではないだろう。第18版は、間違いなく持っているが、事情があって、手許にない。第17版も持っているはずだが、見つからない)。

【補注4】 わが国においても、法律書を刊行していた出版社で解散あるいは廃業したところがあって、米国ほどの規模で、ではないけれど、同様の問題が起きている。たとえば、五十嵐清『法学入門』の初版〔1979年〕、第2版〔2001年〕は一粒社から刊行されたが、2002年、同社が廃業し、第3版〔2005年〕、第4版〔2015年〕は悠々社から刊行された。しかし、その悠々社も2017年に廃業し、今は、第4版新装版〔2017年〕が日本評論社から出ている。

【補注5】 田中・前掲 [注(12)] 論文・田中=野田=村上=藤田=浅井・前掲 [注(12)] 書116-117頁に、「[付] 地名・人名等の表記法」なる項目があって、地名・人名を「カナ書きで発音を示す場合には、なるべく differentiate する能力の高い表記法…を用い、原発音に近い（あるいはそれを推測し易い）表記をすべきである」と書いてある（116頁）。2004年に出た浅香・前掲 [注(28)] 論文・北村編・前掲 [注(28)] 書では、さらに工夫を重ねた表記になっている。筆者も、かつては「キャリフォルニア州」といった表記を用いたことがあるが、正直なところ、そうした表記は落ち着きが悪くて、結局、いつごろからか定かではないけれど、ごく普通の（と筆者が考える）表記になった。こうした問題に関わって筆者がいつも思い出すのは吉田健一『シェイクスピア』で、その「後記」中に、「…大体、英語を原音通りに片仮名に直すと妙に間が抜けた感じがするもので、デスデモオナにオツセロウ、ロオメオとジユウリエットという風には、どうも書く気になれなかつた。それで、既に日本語も同様になつてゐる名前はそのまま使うことにし、他は適当に間に合せて置いた」とある（『吉田健一全集』（第1巻）〔1968年、原書房〕491頁。原文は正字=旧漢字）。

【追記】 迂闊なことに、ブルーブックの第21版の刊行を知らずにいて、最近、それを入手した。Lawyers' Reports Annotatedについて、第21版[=The Bluebook: A Uniform System of Citation (Twenty-First Edition, 2020)]は、本文166頁ではLawyers' Reports Annotatedと表記し、索引の347頁では、Lawyer's Reports Annotatedと記す。